

**公益財団法人全日本柔道連盟**  
**役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程**

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「本連盟」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本連盟等を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、監事のうち本連盟等を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤監事とは、常勤監事以外の監事をいう。
- (6) 常勤役員とは、常勤理事及び常勤監事をいう。
- (7) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (8) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (9) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (10) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本連盟は、役員及び評議員に対して、定款第15条及び第30条に定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2. 常勤役員には、（別表）常勤役員報酬表に基づき定例役員報酬を支給する。
3. 非常勤役員及び評議員には、別に定める「役員等の旅費及び業務手当等支給規程」に基づき日当または謝金を支給する。
4. 役員及び評議員には、賞与を支給しない。
5. 常勤役員の退職に当たっては、第8条に規定する退職手当を支給することができる。

(通勤費)

第4条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(報酬の支払い方法)

第5条 常勤役員の報酬及び通勤費は、原則として本人名義の口座に振込みにより支給する。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬および通勤費は、その月の月額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日または休日に当たるときは、直前の銀行営業日とする。

2. 非常勤役員及び評議員に対し、第3条第3項に定める日当又は謝金を支給する場合は、原則として、その都度、本人名義の口座に振り込みにより支払うものとする。

(定例報酬の額の決定)

第7条 常勤役員の定例役員報酬月額を、(別表)常勤役員報酬表のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2. 各々の常勤役員の定例役員報酬月額は、その者の役職の内容、業務に従事する日数・時間等の事情を考慮するものとする。

(退職手当)

第8条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2. 常勤役員に対する退職手当は、在職期間中(別表)の常勤役員報酬表に基づき、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、会長が理事会の承認を得て決定する。

(日割計算)

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から定例役員報酬を支給する。

2. 常勤役員が退職、解任等により常勤役員でなくなった場合には、その日までの定例役員報酬を支給する。
3. 前項の規定に関わらず、常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
4. 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の総日数から就業規則第17条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

- 第11条 本連盟は、役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担した費用を支払うものとする。
2. 本連盟は、役員及び評議員が、本連盟の会議、または本連盟からの要請により各事業に出席し、交通実費を負担したときは、「役員等の旅費および業務手当支給規程」に基づき、その額を支給する。

(公表)

- 第12条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、報酬委員会が起案し、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第14条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、令和3年6月29日から、一部改正して施行する。

(別表) 常勤役員報酬表

	月額
第1号	100,000円
第2号	200,000円
第3号	300,000円
第4号	400,000円
第5号	500,000円
第6号	600,000円
第7号	700,000円
第8号	800,000円
第9号	900,000円
第10号	1,000,000円
第11号	1,100,000円
第12号	1,200,000円

(別紙)

役員の報酬総額は、毎年度5,000万円を超えない額とする。(平成23年度第1回評議員会決定)